

【論 説】

国際政治論（二）

清 水 良 三

目 次

- 一 政治学と主権理論の不可分性
- 二 國際社会における主権的なもの
- 三 國際的合意への「主権性」委託
- 四 國際政治現象の散発性と断続性
- 五 國内政治と國際政治の混交
- 六 國際政治における大国と小国
- 七 ガラスの城理論の幻想性と魅惑性

— 政治学と主権理論の不可分性

政治学は必然的に主権理論と結びついている。^① 学者の中には国際主権という言葉を使用する人がいるけれども、主権とは其の本来の意味において国家主権であり、それが近代主権論の持つ意味合いである。したがって、政治学が國內政治学であつて国際政治学でない限り、主権理論は当然の場で当然の権利を主張することが出来た。問題が生ずるのは、主権理論がその儘の形で国際政治学に転用される場合である。

國際社會には国内社會におけると同じような意味における主權は存在しない。もしも同じような意味合いにおける主權が國際社會に存在するとするならば、その國際社會は、もう「國際」社會ではなく、「世界國家」社會である。

國際政治學という學問は、ただの「政治學」ではなく國際政治學である。ただの「政治學」は、古代、中世、近世を通じての長期間の歴史を有する大學問であるが、「國際政治學」の方は比較的最近の學問であつて、呼称の華やかさと壮大さに比較して理論の基礎構造には未だ多分に不可解の部分が多い新らしい學問である。それは何故かと言えば、政治學には主權理論が付物であるのに、國際社會には主權者がおらないにもかかわらず、政治學という呼称を使用しているからである。そこでは、ごく簡単に社會學と政治學が混同されているように思われる。そこでは國際社會の發展史というものが殆んど全く見られないのに、既に國際政治學が誕生しているのである。これは奇妙な現象であつて、國際政治學の基本問題はこの奇妙な現象の解明によつて探求されなければならないであろう。そこで我々は國際政治學が誕生したとされる二〇世紀初頭の國際社會の性質を回顧し、國際社會の構造と機能を明らかにしようとした國際社會學が、何故に國際政治學という呼称を早急に使用するに至つたのかを考えてみようと思う。そうすれば我々はどうしても國際連盟の誕生が國際社會學者に与えた強い新鮮な印象を想起せざるを得ないであろう。これはそれまでの國際社會を支配して來た勢力均衡の原則に代つて、集團的安全保障体制というものを樹立しようとした一大実驗であつて、國際連盟の創設者たちは、この機構に付与した権限に從来の国内政治學でいうところの「主權」と同様なものを見たと思つたのであろう。國際連盟を中心として運営される國際社會に、政府を中心として運営される國內社會と同じようなものをみいだしたと彼らは考へ、この國際社會の現象を解明する學問を國際政治學と呼ぶことにほとんど矛盾を感じなかつたのであろう（人によつてはハーグ國際平和會議に、斯様な感覺をもつた人もいたかも知

れないが、国際連盟の創設を国際政治感覚発生の基点と考える方が、より多くの妥当性を持つている理由は、連盟には、常設的な総会や理事会や事務局があり、又、常設国際司法裁判所も設立されたからである。いずれにしろ、政治学と呼ぶ以上、其の学問の取扱う社会には何らかの意味で主権的なものが存在しなければならないことは確かである。

一 國際社会における主権的なもの

国際政治学が華やかに開花したのは主として第二次世界大戦後のアメリカにおいてである。このことは大いに注意に値することである。およそ学者は必ず彼をかこんでいる社会環境を背景として其の理論を展開するのが普通である。そして第二次世界大戦後のアメリカには、国際政治学が誕生する充分な土壤があつたものと考えられる。それは次のような意味においてである。

アメリカ合衆国は第二次世界大戦後の国際社会において軍事的にも経済的にも最も強力な国家であった。当時アメリカは全世界の権力構造の頂点に立っていたのである。ソ連はドイツとの戦闘で疲れ果てており、英國もフランスも疲れ果てていた。アメリカだけが原爆を保有し、アメリカの軍隊は世界最強であり、アメリカのドルは世界でもっとも強力な通貨であった。したがって当時の国際社会には、アメリカを頂点とする権力のヒエラルキーが自然な形で出来上つていたのであって、こういう権力構造の頂点にいたアメリカ政府の決定は、単に国内社会において主権的であつたばかりでなく、国際社会においても主権的な様相を多く持つていたのである。かくて、このような立場にあるア

メリカ合衆国のおかれている国際的状況を分析するアメリカの国際社会学者たちは、自己の所属する国家であるアメリカ合衆国の権力状況を、「主権的なもの」として把握することを当然のこととしたのであって、こういう偶然の状況の中で、アメリカ国際社会学はアメリカ国際政治学となつたのである。

だが軍事的・経済的な意味でのアメリカの国際的主権は、其の後のソ連の原爆保有によつてまで軍事的な意味合いが崩れて來た。又、一九四七年のトルーマン・ドクトリンの発表以降は、国際社会におけるアメリカの指導権は自由主義陣営の範囲内のみに限定されて來たが、たとえ、ソ連やソ連圏諸国が其の勢力的支配下から散逸しても、残存国際社会におけるアメリカの支配権は其の儘残存しているから、アメリカ国際政治学の成立基盤が、ソ連圏の脱退によって崩壊したとは言い難い。しかし、其の後の年月の経過の中で、自由主義陣営に所属する諸国も次第に経済的に復興し、軍事的にも独自の戦力を保持すると共に中には核兵器を保有する国家もでてくるようになり、アメリカを頂点とした自由主義陣営内での霸制構造も次第に分権化して來たのである。又、アメリカ軍が南ベトナムを捨てて全ベトナムを共産主義者に手渡して以来、自由主義陣営内におけるアメリカをトップとする権力構造は崩壊して來ている。かくて第二次世界大戦直後の国際社会構造を背景とした国際政治学は、従来とは違つた意味での国際社会における主権的なものの追求をしなければならない立場に追い込まれて來たのである。

米国を中心とした自由主義陣営が、米国のみのトップ構造から脱却して、何かこれに代るべき主権的なものを求めるとしても、英國がこれに代ることも出来ないし、フランスがこれに代ることも出来ない。西ドイツやイタリーや日本に至つては、なおさらのことである。したがつて、新しいヒエルヒーは、どこの單一の国をトップとするのではなく、国際的な合意にもとづく何らかの機関に「主権的なもの」を委託し、其の国際的機関をトップ構造として新し

いヒエラルヒーを構成しなければならない。そのような国際機関として、既に国際連合が存在するが、国際連合は米ソの対立が明確な分野においては機能し得なくなつて来ており、しかも自由主義陣営内のみにおいての新しいヒエラルヒーの再構造の頂点にこれを利用することは、国際連合の普遍性を否定して、これとは別に、第二の国連を構成するような形になるから、国際連合を自由主義陣営内のみのヒエラルヒーの再構成に利用することは出来ない。しからば新しいヒエラルヒーはどのような機関をトップとして構成されなければならないのであるか。

三 國際的合意への「主権性」委託

恒久的な国際機関を自由主義陣営内で新しく造成し、その国際機関の決定を諸国が遵守すれば、一応そこに主権的なものが措定されることになるが、其の場合の国際機関の決定の遵守・不遵守が各国の自由意志にまかされている限り、其の国際機関のもつ「主権性」は、散発的・断続的なもので、そういう機関を主権的な機関と呼べるかどうか疑問であろう。しかもそのような国際機関を自由主義陣営内のみで造成すれば、それは国際連合の存在を否認するような形となり、普遍的な国際機構にかけた人類の夢を自由主義陣営の側から否認することになるであろう。したがつて、米国を頂点とした自由主義陣営内のヒエラルヒーが崩壊したからと言つて、恒久的な国際機関を自由主義陣営内に設立してこれに主権性を付与することは好ましくない。したがつて、そういうものを設立せず、自由主義陣営内の諸国がバラバラに独立的立場において国際社会において活動すれば、自由主義圏内において「主権性」をもつた機関又は国家は存せず、それらの諸国が個々バラバラに活動する現象は社会現象ではあり得ても政治現象とは言い難い。

いろいろな政治用語集にアナキズムについての解説があるが、政治用語としてのアナキズムは、それ自身が矛盾している。主権的なものの存在を否認すれば政治は政治でなくなり、そこにはただ裸の社会又は自然の社会が存在するだけである（かりにアナキズムが想定しているものがブルジョアジーの政府構造に対する反逆であり、アナキストが理想とするプロレタリアートの独裁あるいは其の他の何らかの新しい社会集団の独裁を実施するための準備であるとすれば、彼らはアナキストではなく、彼らは、従来と違った主権者を追求しているに過ぎない）。

かくて自由主義陣営内で米国の主権性が崩壊したにもかかわらず、なお其処にたんなる国際社会ではなく国際政治（社会）があるとすれば、それはまず第一に先進国首脳会議によって代表される諸国の責任者による政策会議であり、第二にはNATOによつて代表される多数国間の軍事同盟条約であり、第三には日米安全保障条約による日米の関係の存在によつて例示される二国間の同盟体制であり、第四に其の他の自由主義諸国同志の同盟提携関係であり、第五に、ECC的な経済集約関係であろう。

四 國際政治現象の散發性と断続性

「先進国首脳会議」は自由主義陣営を代表する六乃至七ヶ国の代表が、期間中の世界政治経済の諸問題について討議検討すると共に、それに対応する総合的な政策方針を共同の努力の対象として採択して解散するものであるが、其処で採択される政策方針については、各国代表が、夫々の国の首相又は総理大臣として国内的には最高の地位にあるため、彼らが協議決定した政策方針は夫々の国の政府の其の後の努力目標として指示され、夫々の国の事情が許す範

国内外において実行されて行く。従つてこの会議の討議内容は、各國政府の其の後の政策決定に反映せざるを得ないと
いう意味合いで、この会議は自由主義陣営を代表する六乃至七ヶ国の国際関係を政治的なものに転化し得る素
質を備えているということが出来る。一時的かつ断続的なものとはいえ、この会議は一種の「主権性」を保持するの
である。但しこの主権性は散発的・断続的なものであつて、国内政治におけるような恒久性と断続性をもたない。ま
た国内政治における主権は、裁判権と行政権と立法権を保持するから、政府の決定は議会立法を通じて実施しようと
すれば裁判所の判決と同じよう確実に実行される。ところが国際政治における主権は、たまたま二ヶ国間又は二ヶ
国以上の複数国間において何らかの約束がなされ、その約束が実行されている期間に於てのみ、其の存在性が事後的
に確証されるのである。この場合、自由主義陣営の奉仕する自由主義という価値体系に対する尊敬心がある限り、同
じ価値体系を保持するために彼らが約束した事項は、彼らの代表する夫々の国内事情が許す限りこれを遵守されるで
あろうからその範囲内において、この約束事項は彼らを支配することになる。主権者は被治者を支配するから主権的
なのである。そこで、或る約束に諸国が支配されれば、その約束は主権的な力を持つことになる。この意味において
国際的な約束は国際社会において主権的な力を持つことが言えよう。ただし国内政治における主権は、法律を
施行するにあたつて強制的であり、違反者を追求して何らかの形で彼らに法律違反の償いをさせるまで活動を停止す
ることはないのに対し、国際社会における約束はそれほどの追求力を持たず、かりにたとえば「先進国首脳会議」で
約束した事項のうちどれかを、或る一国が其の国の国内事情を理由として実行することをやめても、他の各国はこれ
を黙認して其の約束違反を追求することはしないであろう。しかし、まったく実行不可能なことを約束することはあ
り得ないから其の約束を実行するための努力を或る程度実行する。そしてやがて其の実行が不可能になつたところで

約束の実行は停止される。そして次の先進国首脳会議様式の国際会議においては、又新しく色々な約束がなされであろう。かくてかかる国際会議によつて為される諸約束は夫々の国の事情に応じて実行可能な範囲まで実行されてやがて放置される。一方前回の会議と今回の会議の間に生じた色々な問題について、また新しく議題が提起され、いくつかの問題について約束がなされる。そして其れらの約束のあるものは実行され、あるものは多少の努力が為されたのち立ち消えとなつて行く。国際政治現象の散発性と断続性とは、このことを言うのである。先に述べたような理由で、「国際的約束の主権性」という表現をすれば、この主権性は諸国が其の約束を遵守する限りにおいて存在する。そして其の範囲内において其の国数の国際政治は存在することになる。国際会議を開催せず、また国際会議をひらくことはひらいても其処で約束した事項を実行せず、具体的な個々の問題については、相互に交換している外交使節とその国の外交当局者との接衝によつてこれを解決して行くという方法を諸国が採用した場合、国際政治は二国間単位のものとなるが、そこにおいても此の政治現象は散発的であり断続的である。

五 国内政治と国際政治の混交

どの国の政府も外国との関係を処理するための部局をもつてゐる。そして民主主義の普及している国の国民は、誰でも自国の対外関係について発言する機会を与えられている。そこで或る一定期間、或る政策方針をもつた政府が存続するとして、其の政府の存続期間中、被治者の立場にある国民が政府に向つて其の国の対外関係について色々と意見を開陳すると、政府がそれらの意見を吸収する現象を、コンピューター用語を使用して「入力（インプット）」と表

現し、次に政府がこれらの意見を咀嚼してあたらしく政策を打ち出す現象をアウトプット（出力）と表現し、打ち出された政策が、世間に流れて、やがてそれが再び「入力」の過程にまで帰つて来る現象をフィードバックと称して、対外関係についての一般国民の意見が、このコンピューター図面においてどのような形を経て、政府の政策に反映していくかをわかりやすく示している学者がいる。⁽²⁾ この図面は別に入力の過程にあらわれる意見を対外関係についての国民の意見に限つている訳ではないので、国内問題についての国民の意見が「入力」の過程へ入り込んで行くことも可能である。そして、我々が注意する必要があることは、この入力過程へ入り込んで行く実体的意見が、其の国の対外関係についての意見である場合、その入力の過程は国際政治学の範囲の中に入るのかどうかということである。私見によれば、この入力と出力を担当する政治システムが国内の政治システムである場合には、入力・出力の過程で論ぜられる具体的な問題が国際関係に関する事であつても、それは国内政治学の範囲に入る。この政治システムが国際的政治システムである場合には国際政治学の範囲内に入るということである。但し、このシステムが国際政治システムである場合には、「出力」のエネルギーは国内政治システムの場合よりも遙かに弱まるか、分裂化することに注意しなければならない。デイヴィッド・イーストンはこの出力の作用を分析して「価値の権威的分配」であるとしているが、ここでいわれている「権威的分配」を可能ならしめるものは国家の主権である。したがつて此の政治システムが国際政治システムである場合には、出力作用の内容は価値の権威的分配とはならず、価値の随意的分配となる場合が多いということである。

たとえば日本の国会でいわゆる北方領土問題が論議され、北方領土問題解決への意欲を国民に浸透させるための運動案が可決されたとしても、それが国際政治システムにインプットされない限り、それは日本の国内政治の問題であ

つて、国際政治の問題ではない。ところが憲章一〇七条の規定があるにもかかわらず、日本の北方領土問題について国連総会が論議をし、何らかの決議を採択することが、かりにあるとするとならば、それは国際政治の問題なのである。難民の救済問題について日本の外務大臣が日本の国会で演説したとしても、それが国際政治システムにインプリントされない限り、ファンクションの面からいえば、それは日本の国内政治の問題である。同じ難民の救済問題について日本の外務大臣が国連総会で演説すれば、ファンクションの面からみて、それは国際政治の問題である。或る国家の対外政治と或る国家を含んだ国際政治とは、出来る限り区別されなければならない。さもなければ、国際政治学の分野はやたらに拡大し、国際という名の付く問題を討議すれば、なんでも国際政治学であるということになり兼ねない。長期的にみれば勿論両者は混交する場合が多いであろう。或る国の外務大臣の国会における外交演説は、最初のうちは其の国の対外政策として、対外的に表明されるに過ぎないが、やがて其の政策によって影響を蒙る諸国の外交当局者や国民からの反応を生み、国際政治の現象へと転化して来る場合もあるであろう。然し演説が演説として何らの反響も生まず、諸外国から何らの反作用もない場合もある。特に小国の外務大臣の演説、あるいは国内の別派の政治勢力下の圧力下におかれている外務大臣の演説などでは、後者の場合が屢々みられるのであって、そのような場合は彼らの演説は彼らの国の対外政治の一態様であるとして、これを国際政治学の対象から排除しなければならないであろう。もしもそれらでもすべて扱わなくてはならぬとすれば、我々はやがては或る一小国の多数政党のうちの一政党の「国際部長」の「国際」問題についての演説までも国際政治学の素材としてとり上げなければならなくなり、ついには国際政治学は取扱うべき素材の量の多さと重さにつぶされてしまうであろう。何人も国際政治について語り發言することが出来る。しかし其の発言や意見はすべてが国際政治学の対象となる訳ではない。国際政治学が研究の対

象とするのは、二ヶ国間あるいは二ヶ国以上の複数国間において具体的な影響力を持つた事実であり、其の影響は相互的なものであることを理想とする。

六 国際政治における大国と小国

小国の外交政策と大国の外交政策は、其の影響力の大きさの点で大いに異なつてゐる。小国は国際連合総会におけるような機関においては多数決原理に頼つて大きな影響力を行使出来るけれども、個々バラバラの立場で国際政治に大きな影響力を及ぼすことは出来ない。大国の勢力争いの材料に使用されることを覚悟の上でタレイランのように立つ振舞えば、それ相応の影響力を行使出来るであらうが、それとても自ら限界があつて、とても多数決原理の上に立つロビー外交のようにはいかない。影響力が小さいということは、国際政治の分野において相互的な影響力を持つ事実の構成に参加する機会が少ないとすることである。相互的な影響力を持つ事実の構成に参加する機会が少なければ、その裏面の現象として現出するであろうことは、大国から小国への影響が現出する機会が多いということである。それは、「力」の流れであつて政策立案者の好悪感情とは別個のものである。この「力」は、大国の側から小国側へ流入するもので、そのため小国の外交政策は自主性を失なつて行く。外交政策に自主性がなければ、其の小国は関連する大国への従属関係に、無意識的にひきこまれて行くであらう。外面向的公式関係として主従関係が存在しなくても、実質上従属関係にある国家は、沢山ある。特に核兵器時代、自由主義・共産主義併立共存時代においてこの傾向が強くなつて來ている。米ソ両国の巨大な核兵器戦力に対抗し得る国家はいまのところ見当らないところへ、さらに

両国は自由主義・共産主義の代表国家であるところから、世界は自由主義国家群と共産主義国家群に分れようとする傾向をもつて来ている。この傾向は特に自由主義陣営内においては決してすべての人に喜ばれている現象ではない。なぜならば、画一化されることや統一化されることは、自由主義そのものの伝統に背離するからである。

自由な独立国家は他国の支配下に入ること、他国との従属関係に入ることを決して希望しない。しかもこの自由をまもるために、自由な国家が連合してこの自由が制限されるような規約体に入らなければ、この自由を守護することが出来ないとすれば、その原因は一体、何なのであろうか。それは世界を社会主義的な共和国に統一するまでは、決して其の社会主義革命方針を放棄することはしないところの、ソ連を中心とした共産主義志向の社会主义運動に対する警戒心であろう。国内における自由主義の歴史をみれば、自由主義の統制化（自由を実現するための自由の自己統制）はそれほど珍らしい現象ではない。国際社会を構成する諸国が夫々全く独立的な存在として、自由に自己主張をすることが出来、多種多様な国家が夫々異なった独自の文化様式を実現していくば、国際社会は相互刺戟・相互浸透的に益々多彩な文化様式を保有するようになり、地球の繁栄は約束されるが、ソ連式共産主義、あるいはアメリカ的自由主義にぬりつぶされるようなことは、文化様式の統制化・画一化であり、自由主義本来の目的に背反する。軍事力・経済力の大小に関係なく、夫々の独立国は他国からの干渉を排除して独立的な進路を歩むことが一番望ましい。ところが第二次世界大戦後そういう進路を選ぶことが小国にとって非常にむずかしくなって來た。そしてその大きな原因として核兵器の存在が考えられる。大国と小国の区別は、核兵器を保有するかしないかによつて非常に明瞭化して來ている。小国も大国の援助のもとに核兵器を持つことは可能であるが、大国はこの援助をしようとせず、小国もまたこれを喜ばない。それはこの兵器の持つ途徴もなく大きな破壊力が原因である。現在、米ソ両国を持つ核弾頭の

数だけでも、地球上の主要国の居住可能地域を全部破壊するのに充分である。しかも一発の持つ破壊力の範囲が、国によつては国境の範囲をこえてしまうから、他国を破壊することは自國を破壊することにつながり、従来の戦争における戦勝国と戦敗国との区別がなくなつてくる。しかも核兵器にとっては実際に使用するというよりも、むしろ保有することが相手に与える恐怖心、それによつて生ずる相手の核兵器使用意図への抑止力が重要なのである。そして必要と思われるような数の核兵器を保持しながら、しかも敵対陣営の保有数の増大に応じて更にこれを増加していくことなどは、其の費用の点からみても、到底小国のが爲し得るところではない。かくて小国は大国の核の傘に入ることによつてこの余計な負担から免れようとするのである。

さて、このようにして、かりにA国とB国との間に自由主義の哲学について共通な面があり、Aが大国であつてBが小国であると仮定する。そしてAが核兵器を保有し、Bが核兵器を保有せざとすれば、Bは核戦争が開始されないことが百パーセント保証されている限り、A国との間の国際関係において、両国の主権平等、平等互恵を主張することが出来るが、A国に対抗するどとかの国が核兵器を保持している限り、核戦争の開始が百パーセント無いことは決して保証されないから、B国は何パーセントか残存しているあり得べき核戦争の場合においては、補助的な戦闘能力以外に戦争能力を持たず、もつぱらA国の核戦力に依存することになる。これは何を意味するかといえば、生か死かの問題においてはBはAに全面的に依存するということである。この関係は、従属関係である。かくて国際政治における大国と小国との関係においては、この両国との間に自由と平等の関係が存在することは非常に難しくなつて來ている。核兵器が未だ存在せず、伝統的な兵器のみが使用されていた時代においては、大国と小国の軍隊が戦場において対決することがあつても、或いは軍司令官の作戦の優劣、兵士たちの士気の昂揚あるいは沈滯などを原因として、必

すしも小国の軍隊が敗北するということは決まっていなかつた。ところが現在のような核兵器時代において、大国が核兵器を持ち、小国が核兵器を持つていない場合、かりに両国の間に戦争が起きたとして、大国が核兵器を使用することを辞さない限り、小国が勝つことは決してあり得ない。小国は大国との間に平和関係を保つか、或いは滅亡してしまう以外に選択の道はない。そしてこの平和関係において大国と小国との間に相互不干渉、独立平等の関係があるのは、生死の問題がかかわりあってこない時間帯においてのみである。大国と小国との関係を二種類に分け、一つは友好関係、一つは対立抗争関係にあつたとする。其のいずれの場合においても生死の問題がかかわり合つて来る時間帯においては、小国は大国に対して従属する。生死の問題がかかわり合つて来ない時間帯においてはどうかといえば、その場合でも重要な国際政治問題においては、友好関係にある場合においても小国は大国に「従属」し、対立抗争関係にある場合には、非従属・独立の関係が存在する。

逆のようと思われるこの点について少し説明を加えておこう。いまここに、世界が自由主義志向陣営と共産主義志向の陣営に分裂しているとする。かりにA国という大国とB国という小国が自由主義志向陣営に所属しているとする。A・B両国は自由主義志向という共通の基盤の上にあつて友好関係にありながら、Aは核兵器を保有しBは核兵器を持っていない。共産主義志向陣営にある核保有の大団CがA国と対立抗争関係にある。AとCとの間に生死の問題がかかわり合つて来る紛争が発生すれば、BはAの戦力に依存せざるを得ないから、BはAに従属する。AとCは対立抗争の関係にありながら、両者の間に生死のかかり合つて来る問題が存在しない場合でも、BはいつまたAとCの間に生死にかかわり合いのある紛争が発生するかも分らず、その場合BはAの核戦力に依存せざるを得ないから、そういう時間帯においても、Bは予約的な意味合いにおいてAに従属せざるを得ない。ところがBはAとCとの関係

が対立抗争はしているけれども、いわゆる競争的共存の時期にあつて戦争の危機感がない場合には、BはCに対する関係においては、非従属・独立の立場を保持することが出来る。AとCとの間に生死にかかわる問題が発生した場合におけるBのCに対する関係は、やはり非従属・独立であるが、AがCとの戦争に敗北した場合には、BはCに従属する。したがつてBとA・Cとの関係を概括すれば、BはAに対して重要な国際政治問題においては常に従属、Cに對してはA・C関係が競争的共存の関係にある時間帯においては非従属・独立関係を保持することが出来る。A・Cが戦争状態に入った時には、AがCに勝てば非従属・独立の関係、AがCに負ければ従属関係となる。したがつてBは予想される五つの場面において五分の三強が従属関係におかれると訳である。これを表示する。



七 ガラスの城理論の幻想性と魅惑性

非核保有の小国の国内で核装備に対する反対運動が行なわれる場合がある。彼らの構想によると近隣の大國が核兵器を保有している場合、小国が核兵器を保有すると、かえつて核保有国を刺戟し、彼らに核戦争を行なわせる理由付

になるというのである。この論法からいけば通常の兵器といえども保有しない方が安全であるということになる。兵器を備蓄して戦争に備えれば、それは隣の対抗国その他の軍備をととのえた第三国を刺戟して彼らに戦争を行なわせる口実になる。したがつて核兵器は勿論、通常の兵器さえ、これを保持しない方が安全であろうという論法である。言うならばそれはガラスの城の理論である。周囲からみた場合、ガラスの城は美しく透明であり、こわれ易い。こういう理論が非核保有の小国内で通用する理由は何であろうか。われわれはここで説明の便宜上、非核保有の小国の例として日本をとりあげることとする。日本においてこの理論が通用する第一の理由としては、日本が第二次世界大戦で敗北し、連合国に降伏して武装を解除されたという客観的事実がある。連合国は日本軍の武装を解体し、日本に投降の再軍備を許すまいと決意して、其の決意のもとに占領政策を実施し、また、日本国憲法は第九条において戦争を放棄した。戦力を持とうとすれば持つことが出来る状況、再軍備をしようとすれば出来る状況の中で、軍備を持たないことを宣言する、あるいは戦力を保持しないことを宣言するのならば、それは自主性のある決定であると言えるが、持とうとしても持てない状況の中で、持たないことを宣言することは自主性のある決定とはいえない。それはただ日本を非武装化しようとする他国の意図を、日本が呑み込んだに過ぎない。他律的・他動的に出来あがつてゐる事を、あたかも自律的に自らの意志でもたらしたかの如く表現しているに過ぎない。敗戦の結果、軍備を撤廃されて軍備を持とうとしても持てないので、あたかも自分の意志で世界平和のために軍備を放棄したと言つてゐるに過ぎず、周囲から押しつけられたガラスの城の理論をオームのように繰り返しているに過ぎない。周囲がこの理論を押しつけようとしている限りにおいて、この理論を日本国内で説くことは容易である。

ところが米ソの蜜月の時代が終つて、冷戦の時期になると、周囲の状況が変つて来て、日本国土に限つて自衛隊に

よる防衛活動を認めようとする意見が出て来る。すると其の意見にしたがつて日本は自衛隊を持つようになった。自衛隊の前身である国家警察予備隊の設置も自律的決定ではなくて他律的な決定である。⁽⁷⁾ かくて日本人は第二次世界大戦における敗戦の結果、非軍備・不戦という他律的決定と、自衛隊保持・自衛のための戦争の承認という他律的決定という二つの他律的決定を、あたかも自律的決定の如く思い込みながら生きて来ている。もしも日本が本当に独立国であるならば、あるいは本当に独立国であろうとするならば、非武装・不戦の政策にしろ、再軍備・自衛戦肯定の政策にしろ、戦勝国側からの影響や圧力によって他律的に決定するのではなく、自らの意志と自らの判断にしたがつて自主独立の立場からこれを決定しなければならないのではないか。

ガラスの城の中に住んで平和を祈願していれば、誰もこの城を破壊しようとはしないと考えるのは、幻想的で魅惑的であるが、それは、邪悪な意図を持つ第三者に対しては通用しないから、この理論を堅持しようとするならば、邪悪な第三者の侵略を受けた場合の自国の滅亡あるいは従属化・衛星國化を、黙認することになりて、あらかじめ全国民のコンセンサスを得ておかなければならぬ。ところが、自国の文明に愛着と尊敬心を持つ国民は、そのような状況を黙認することは出来ないであろう。⁽⁸⁾ もすれば軍事小国に残されている道は自ら明瞭であるように思える。但しそこで予想される二つの進路のうちの一つを採用した場合の巨大な経済的負担に、日本経済が堪えられるのかどうかの問題は本論の対象外である。

注

① A. R. Lord, *The Principles of Politics*, Oxford, 1926, p. 26, p. 65, p. 66~p. 152. William Christie MacLeod, *The Origin and History of Politics*, New York, 1931, p. 12~p. 14, p. 107, p. 368. Harold J. Laski, *A Grammar of*

- Politics, London, 1937, pp.50, 55, 64, 271, 662. George E. G. Catlin, A Study of the Principles of Politics, London, 1930, p.391~p.395. George H. Sabine, A History of Political Theory, New York, 1937, pp. 232, 272~273, 276~277, 283, 300~301, 311, 325~326, 331~335, 372~373, 392, 455, 489, 536, 537, 589, 592, 651, 654~655. Phyllis Doyle, A History of Political Thought, London, 1933, pp.108, 119, 125, 133, 154~157, 157, 167, 168, 187, 193, 204, 213, 227, 232, 236, 237, 258, 271, 272, 274, 290, 294, 295. Raymond Garfield Gettell, Readings in Political Science, New York, 1911, pp.127~128, 129, 130, 131, 132, 134~145, 151, 203, 505, 506. Robert H. Murray, The History of Political Science from Plato to the Present, Cambridge, 1926, pp.84, 101, 141, 141~142, 160, 181~186, 193~195, 210~212, 225, 249~250, 275~276, 332, 333, 388~389. James N. Rosenau, The Study of Political Adaptation, London, 1981, pp.25, 28, 32, 89, 90, 110.
- ② Michael A. Weinstein, Systematic Political Theory, Columbus, Ohio, 1971, pp.12~23. 吉村正謹訳、行動科学派の政治理論、東海大学出版社、一九七一年、11回目～14回目。
- ③ Michael A. Weinstein, op.cit., p.19. 千葉正、同上書、118頁。
- ④ John Dewey, Liberalism and Social Action, Capricorn Books, New York, 1963, pp.1~27.
- ⑤ 國際戰略研究所編、世界の軍事情勢、朝雲新聞社、昭和五六年、三三頁、1111頁。
- ⑥ 例えば、明治三十七年・三十八年の日露戦争における大國ロシトの敗北、一九三九年十一月から一九四〇年春に至るまでの大日本帝國軍の大日本連軍に対する善戦、一九五四年三月から五月にかけてのガリラヤ軍のゲリラ戦による攻撃と大日本フランス軍の降伏。
- ⑦ 佐瀬稔、自衛隊の三十年戦争、講談社、昭和五五年、二九頁。老川祥一、自衛隊の秘密、潮文社、昭和五六年、九八、一〇〇、一〇一、一〇三、一〇五頁。教育社編、防衛庁・教育社、一九七九年、三三頁～四五頁。
- ⑧ ジョーンズは、ジョン・カトリンは、前掲、政治学原理研究の中で、三四四頁から三九五頁にかけて次のよう述べている。「國家は文明それ自身ではない。だが文明の価値を保護し得るか否かは国家に依存している。そして此の文明の保護という高い使命の名において、国家が自らを他に譲渡するか、國家の利益を犠牲にするか、その道徳的信頼性を棄却するかは許されぬことではなし。」